

被災された事業者の皆様へ（平成30年7月豪雨災害）

対象借入  
期間延長

# 大洲市中小事業者災害復旧資金利子補給金について

大洲市では、平成30年7月豪雨により被災された中小事業者が災害融資を利用された際の利子補給金について、**対象となる融資の借入期間を令和2年3月31日まで延長**しました。希望される方は、必ず受付期限までに申請してください。

## 1. 利子補給対象者 / 以下の①～③いずれにも該当する方

- ①平成30年7月豪雨により被災した市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者で対象となる融資を受けた方
  - ②被災後においても引き続き市内で事業を営む方
  - ③納期の到来した市税（国民健康保険税を含む）に滞納がない方
- ※大洲市中小事業者災害復旧支援事業補助金との併用可能です。

## 2. 対象となる融資

機関名	融資名	対象融資額	補給率	補給期間
愛媛県	災害関連対策資金	3,000万円まで	1.36%以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
日本政策金融公庫	災害復旧貸付 平成30年7月豪雨特別貸付 西日本豪雨災害マル経 生活衛生改善貸付			
商工組合中央金庫	災害復旧資金			

※年利が1.36%を下回る場合は、当該年利に該当する額

※【延長】対象融資は、令和2年3月31日までに実行したもの

## 3. 申請書類

- ①利子補給交付申込書
  - ②り災証明書の写し
  - ③金銭消費貸借契約書の写し
  - ④償還予定（計画）表の写し
- ※様式は、市ホームページで「災害利子補給」と検索するとダウンロードできます。

## 4. 申請場所・期限

【延長】令和2年4月30日までに市役所商工産業課へ申請してください。

## 5. 支払済み利息の請求

毎年2月末までに市商工産業課へ前年1月～12月までの支払済み利息分を請求してください。

## 6. お問い合わせ

大洲市役所 商工産業課（0893-24-1722）		
大洲商工会議所（0893-24-4111）	伊予銀行（0893-24-3121）	愛媛信用金庫（0893-24-3151）
長浜町商工会（0893-52-0312）	愛媛銀行（0893-24-2141）	愛媛県信用保証協会（0894-22-2003）
川上商工会（0893-34-2531）	香川銀行（0893-24-2181）	

令和2年1月17日現在